



住宅用火災警報器設置全戸アンケート調査を実施!!

64パーセントの世帯が設置済み

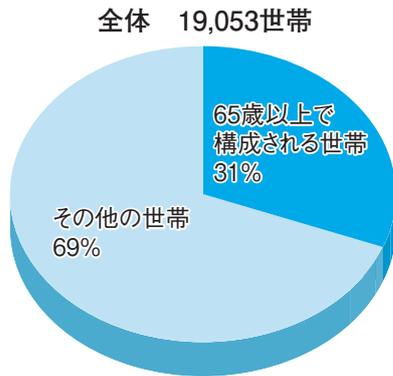
住宅火災から大切な生命と財産を守るため、平成18年に火災予防条例で住宅用火災警報器の義務設置を定め、既存の住宅は5年間の猶予期間内に設置していただくよう普及を推進してきました。

市消防本部では、区長連合会の協力を得て、完全義務化となる今年6月1日を前に、住宅用火災警報器設置全戸アンケート調査を行いました。

その結果、全世帯の62パーセントに当たる1万9053世帯(358地区中357地区)から回答がありました。その調査結果をお知らせします。

回答世帯の区分

- ▽配布数 3万780世帯
- ▽回答世帯数 1万9053世帯
- ▽回答率 62パーセント



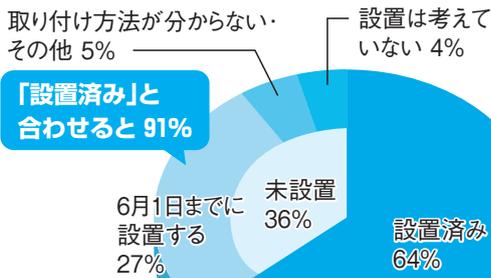
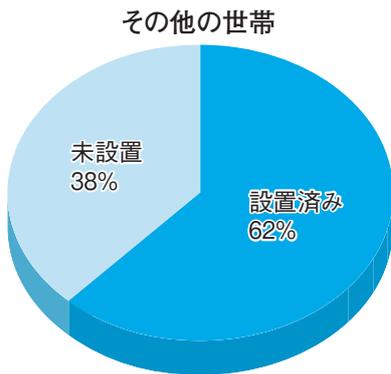
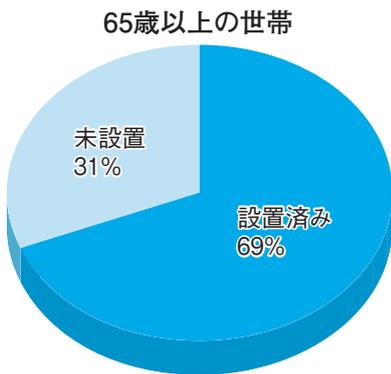
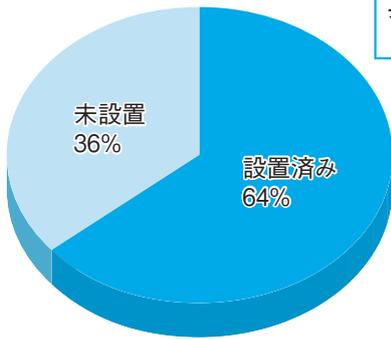
「設置済み」64パーセント

住宅用火災警報器を「設置済み」と回答した世帯は、全体の64パーセントでした。世帯の区分別にみると、「65歳以上

全国 63.6%
兵庫県 63.1%
(平成22年12月現在)

上で構成される世帯」では69パーセント、「その他の世帯」では、62パーセントとなっています。高齢世帯の設置が多い理由として、火災などで周囲に迷惑をかけたくないという意識

が高いことが挙げられます(アンケートへの記載による)。



「設置済み」と合わせると91%

「未設置」の内訳は、「6月1日までに設置する」が27パーセント、「取り付け方法が分からない・その他」が5パーセント、「設置は考えていない」が4パーセントでした。「取り付け方法が分からない」では、器具の取り付け方、購入方法、設置場所が分からないなどでした。「設置は考えていない」の理由として、「必要性を感じない」「火災は絶対に起こさないから」「安全なオール電化だから必要なし」「経済的に設置は困難」などの記載がありました。

「未設置」36パーセント

アンケートで寄せられた 質問にお答えします

- Q 設置は、業者に依頼するの？**
A 機器は、自分で購入し取り付けられますが、高所への取り付けなどで危険を伴うような場合は、電気工事業者などに依頼されることをお勧めします。
- Q 設置は、煙式と熱式のどちら？**
A 基本は「煙式」を設置ください。ただし、煙や湯気などが出やすい場所（台所など）は、誤作動を防止するため「熱式」を設置ください。
- Q 穴を開けずに取り付けられますか？**
A 天井取り付けタイプ、壁掛けタイプ共に、落下を防止するため「木ネジ止め」が必要です。
- Q アパートへの設置は借主か？貸主か？**
A 決まっていません。当事者間で相談ください。
- Q たばこや線香の煙で作動しないか？**
A 通常の煙の量では作動しません。ただし、多量の場合は作動します。万が一作動した場合は、煙を取り除いてから機器の「警報停止」ボタンを押すかひもを引くと停止します。停止方法の詳細は、取扱説明書で確認ください。
- Q オール電化の場合は、安全なので設置しなくてもよいのでは？**
A 火災は、さまざまな原因で発生します。電気機器や配線のトラブル、故障などで発生する場合がありますので、設置ください。
- Q 火災警報器があれば絶対に大丈夫？**
A 爆発火災や灯油・ガソリンなどにより急激に拡大する火災では、十分な避難時間が得られない場合があります。
- Q 聴覚に障害のある人や高齢で音を聞き取りにくい人はどうすればいいの？**
A 警報器の火災信号を受けて光をフラッシュする器具や、腕に取り付けた器具の振動で知らせる「補助器具」が販売されています。販売店・取扱店に問い合わせください。

〈地域別「設置済み」回答状況〉

地域	設置済み (%)	65歳以上の世帯設置済み (%)	その他の世帯設置済み (%)
豊岡	61	66	59
城崎	72	75	69
竹野	75	74	75
日高	66	72	64
出石	56	61	54
但東	72	79	69
平均	64	69	62

地域別回答状況

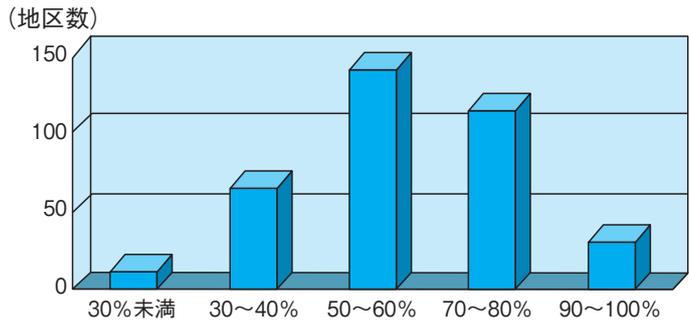
地域別では、「設置済み」と回答した世帯の最も多い地域は竹野地域でした。

また、地区ごとの「設置済み」回答率の分布をみると、50～60パーセント台が140地区、70～80パーセント台が114地区、90パーセント以上が29地区（うち100パーセントは11地区）でした。50パーセント未満は74地区ありました。

共同購入や定期的に消防訓練を実施している地区は「設



〈地区別「設置済み」回答率の分布〉



住宅用火災警報器の奏功事例

市消防本部管内で、警報器の音で火事に気付いた家人が、ぼやや部分焼で消し止めた事例が2件あります。県内でも、昨年1年間に60件ありました。

置済み」の回答率が高い傾向となりました。

各地区での防火防災力向上のための取組みは、個人の意識向上と安全・安心なまちづくりにつながると言えます。

消防本部では、アンケート結果をもとに、さらなる住宅用火災警報器の普及と地区消防訓練を進める予定です。

火災警報器に関する問合せは

消防本部予防課
 ☎ 24-8045
 F A X 24-1176
 受付時間 平日(祝日を除く)
 午前9時～午後5時

どんなことでも気軽に聞くんじゃぞ!

